

令和2年

第2回市議会定例会 議案第5号

函館市税条例の一部改正について

函館市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市税条例の一部を改正する条例

第1条 函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第26条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額，ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第27条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第74条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第74条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の後ろに「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

附則第2条第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を

「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第3条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第8条の3中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

第2条 函館市税条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項各号列記以外の部分中「においては」を「には」に改め、同項第5号中「によつて」を「により」に改め、同項第6号中「、第4項または第19項」を「または第31項」に改め、同項第7号中「第321条の8第22項および第23項」を「第321条の8第34項および第35項」に改め、同項第8号中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改める。

第11条の2第2項を削る。

第17条第2項中「第4項」を「第9項」に改める。

第25条の2第1項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第2項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間もしくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間または同項第4号」を「もしくは同項第2号の期間または同項第3号」に改める。

第30条の10第1項中「第4項、第19項、第22項および第23項」を「第31項、第34項および第35項」に、「第4項、第19項および第23項」を「第31項および第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項の」を「第2項後段の」に改め、同条第2項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52

項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に改め、同条第5項中「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同条第8項中「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に改め、同条第9項中「第75条の4第3項もしくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項もしくは第6項」に改める。

第74条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中附則第8条の3の改正規定および附則第5条の規定 公布の日

(2) 第1条中第18条第1項第2号、第26条の2および第27条の2第1項ただし書の改正規定ならびに附則第2条および第3条第1項の改正規定ならびに次条ならびに附則第3条の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条中第74条第2項ただし書の改正規定および附則第7条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）および附則第4条の規定 令和4年4月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の函館市税条例（以下「新条例」という。）附則第2条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第18条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第26条の2および第27条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分

の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第27条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）または旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第17条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の函館市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

- 2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税および4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）

附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については，なお従前の例による。

（たばこ税に関する経過措置）

第6条 この条例の施行の日前に課した，または課すべきであった葉巻たばこに係るたばこ税については，なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した，または課すべきであった葉巻たばこに係るたばこ税については，なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い，ひとり親に係る個人の市民税の非課税の範囲および所得控除に関する規定ならびにたばこ税の課税標準に関する規定を整備し，延滞金について法人の市民税に係る割合を引き下げる等の規定の整備をし，特定水力発電設備に対して課する固定資産税の課税標準の特例措置に係る軽減割合を定め，ならびに法人の市民税の延滞金の納付および均等割の額の算定方法に関する規定の整備等をするため